

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令 の一部を改正する省令案

【参照条文】

<目次>

1. 水質汚濁防止法（四十五年十二月二十五日）（抄）・・・・・・・・・・ 1
2. 排水基準を定める省令（昭和四十六年六月二十一日）（抄）・・・・・・ 5

令和6年10月

水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室

○水質汚濁防止法（抄）

（昭和四十五年十二月二十五日）

（法律第百三十八号）

第六十四回臨時国会

第三次佐藤内閣

改正 昭和四十六年 五月三十一日法律第 八八号

同 四十七年 六月二十二日同 第 八四号

同 五一年 六月一日同 第 四七号

同 五三年 六月十三日同 第 六八号

同 五五年 五月七日同 第 四一号

同 五八年 五月二十六日同 第 五八号

（同六一年 五月二七日同 第 六九号）

同 五九年 七月二七日同 第 六一号

同 六〇年 七月二二日同 第 九〇号

平成 元年 六月二八日同 第 三四号

同 二年 六月二二日同 第 三八号

同 五年 一月一九日同 第 九二号

同 七年 四月二一日同 第 七五号

同 八年 六月五日同 第 五八号

同 一〇年 五月八日同 第 五四号

同 一一年 五月二一日同 第 五〇号

同 一一年 七月二六日同 第 八七号

同 一一年 十二月二二日同 第 一六〇号

（水質汚濁防止法）

水質汚濁防止法をここに公布する。

水質汚濁防止法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 排出水の排出の規制等（第三条―第十四条の四）

第二章の二 生活排水対策の推進（第十四条の五―第十四条の十

二）

第三章 水質の汚濁の状況の監視等（第十五条―第十八条）

第四章 損害賠償（第十九条―第二十条の五）

一／三）

第五章 雑則（第二十一条―第二十九条）

第六章 罰則（第三十条―第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（昭四七法八四・平元法三四・平二法三八・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 この法律において「指定地域特定施設」とは、第四条の二第一項に規定する指定水域の水質にとつて前項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第一項に規定する指定地域に設置されるものをいう。

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。

6 この法律において「排水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

7 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

9 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）をいう。

（昭五三法六八・平元法三四・平二法三八・平八法五八・平

二二法三一・一部改正）

第二章 排水の排出の規制等

（昭五三法六八・改称）

（排水基準）

第三条 排水基準は、排水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第二項第二

号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

（昭四六法八八・平元法三四・平二法三八・平一一法一六

〇・一部改正）

（排水基準に関する勧告）

第四条 環境大臣は、公共用水域の水質の汚濁の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第三項の規定により排水基準を定め、又は同項の規定により定められた排水基準を変更すべきことを勧告することができる。

（昭四六法八八・平一一法一六〇・一部改正）

（総量削減基本方針）

第四条の二 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は

(平元法三四・一部改正)

(研究の推進等)

第二十六条 国は、汚水等の処理に関する技術の研究、汚水等が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の研究その他公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(平元法三四・一部改正)

(経過措置)

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第二十七条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所に長に委任することができる。

(平一七法三三・追加)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととする。

(水質汚濁防止法)

ることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(昭五三法六八・平二法三八・平八法五八・平一〇法五四・平一一法八七・平一一法一六〇・平二二法三一・平二三法一〇五・一部改正)

(事務の区分)

第二十八条の二 第四条の五第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一一法八七・追加、平二五法六〇・一部改正)

(条例との関係)

第二十九条 この法律の規定は、地方公共団体が、次に掲げる事項に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

一 排水水について、第二条第二項第二号に規定する項目によって示される水の汚染状態以外の水の汚染状態(有害物質によるものを除く。)に関する事項

二 特定地下浸透水について、有害物質による汚染状態以外の水の汚染状態に関する事項

三 特定事業場以外の工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、有害物質及び第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態に関する事項

二二／三

○排水基準を定める省令（抄）

（昭和四十六年六月二十一日）

（総理府令第三十五号）

改正 昭和四十六年 七月 一日総理府令第四一号

同	四九年	九月三〇日同	第六五号
同	四九年	十一月一九日同	第七〇号
同	五〇年	二月 三日同	第三号
同	五一年	六月二四日同	第三七号
同	五二年	八月二六日同	第三八号
同	五六年	六月二三日同	第三九号
同	六〇年	五月二七日同	第三〇号
同	六一年	六月二一日同	第三八号
平成	元年	四月 三日同	第一九号
同	二年	二月二七日同	第一号
同	二年	七月 七日同	第三六号
同	三年	六月二一日同	第二九号
同	五年	八月二七日同	第四〇号
同	五年	二月二七日同	第五四号
同	七年	七月二二日同	第三六号
同	九年	一月一三日同	第三号
同	一〇年	九月二四日同	第五六号
同	一二年	一月二八日同	第六号
同	一二年	八月一四日同	第九四号

同	一三年	六月一三日環境省令第二号
同	一五年	一月二二日同 第一号
同	一五年	九月一二日同 第二二号
同	一五年	十一月二八日同 第三〇号
同	一六年	五月三一日同 第一六号
同	一八年	一月三一日同 第二号
同	一八年	十一月一〇日同 第三三三号
同	一九年	六月 一日同 第一四号
同	二〇年	九月三〇日同 第一一号
同	二二年	六月 一日同 第一〇号
同	二三年	三月一六日同 第三号
同	二三年	一月二八日同 第二八号
同	二四年	五月二三日同 第一五号
同	二五年	六月一〇日同 第一五号
同	二五年	九月 四日同 第二〇号
同	二六年	一月 四日同 第三〇号
同	二七年	五月 一日同 第二〇号
同	二七年	九月一八日同 第三三三号
同	二八年	六月一六日同 第一五号
同	二八年	十一月一五日同 第二五号
同	三〇年	四月一〇日同 第九号
同	三〇年	八月二八日同 第一八号
令和	元年	六月二〇日同 第一号

（排水基準を定める省令）

一／四

同	元年一月一八日同	第一五号
同	三年 九月二四日同	第一五号
同	三年 九月二四日同	第一六号
同	四年 五月一七日同	第一七号
同	五年 九月二九日同	第一四号
同	六年 一月二五日同	第四号

水質汚濁防止法第三条第一項の規定に基づき、排水基準を定める総理府令を次のように定める。

排水基準を定める省令

(平一二総府令九四・改称)

(排水基準)

第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百十八号。以下「法」という。)第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質(以下「有害物質」という。)による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(昭五一総府令三七・一部改正)

(検定方法)

第二条 前条に規定する排水基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(昭四六総府令四一・一部改正、昭五一総府令三七・旧第三条繰上・

一部改正、平一二総府令九四・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この府令は、法の施行の日(昭和四十六年六月二十四日)から施行する。

(経過措置)

2 附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排水(窒素又は^{リン}が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。))及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。)の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、令和十年九月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(平二〇環省令一一・追加、平二五環省令二〇・平三〇環省令一八・令三環省令一六・令五環省令一四・一部改正)

3 前項に規定する排水基準は、第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(平二〇環省令一一・追加)

4 窒素含有量についての第一条に規定する排水基準に関する法第十二条第一項の規定は、別表第二の備考6の規定に基づき環境大臣が一の海域を定めた際現に特定施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から当該海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水につ

備考		
	貴金属製造・再生業	
	〇 〇 八 二	〇 五

1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。

$$\frac{200 \cdot a}{b}$$

（この式において、 a 、 b 及び ϕ は、それぞれ次の値を表すものとする。

a 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上

の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）

ϕ 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）

ϕ 当該下水道から排出される排水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）

附 則 （平成一五年一月二二日環境省令第一号）

この省令は、平成十五年二月一日から施行する。

附 則 （平成一五年九月一二日環境省令第二二号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 （平成一五年一月二八日環境省令第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則 （平成一六年五月三一日環境省令第一六号）

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 （平成一八年一月三一日環境省令第二二号）

この省令は、平成十八年二月一日から施行する。

附 則 （平成一八年一月一〇日環境省令第三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十二月十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から十八年間は、第一条の規定による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の排水基準省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 附則別表の中欄に掲げる業種（下水道業を除く。）に属する特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

3 第一項に規定する排水基準は、改正後の排水基準省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（平二三環省令三・平二三環省令二八・平二八環省令二五・令三環省令一五・一部改正）

第三条 この省令の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法第二条第二項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量についての排水基準については、施行日から六月間は、改正後の排水基準省令

第一条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
第七条 この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則別表

（平二三環省令三・平二三環省令二八・令三環省令一五・一部改正）

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量 （単位 リットルにつきミリグラム）	電気めつき業	四
備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。		

附則 （平成一九年六月一日環境省令第一四号）

この省令は、平成十九年七月一日から施行する。

附則 （平成二〇年九月三〇日環境省令第一一号）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 （平成二二年六月一日環境省令第一〇号）

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

別表第二（第一条関係）

（昭四九総府令七〇・昭六〇総府令三〇・平五総府令四〇・平一二総府令九四・平一三環省令二一・平一八環省令三三・一部改正）

項目	許容限度
水素イオン濃度 （水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下 海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下
生物化学的酸素要求量 （単位 一リットルにつきミリグラム）	一六〇（日間平均一二〇）
化学的酸素要求量 （単位 一リットルにつきミリグラム）	一六〇（日間平均一二〇）
浮遊物質 （単位 一リットルにつきミリグラム）	二〇〇（日間平均一五〇）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	五

（排水基準を定める省令）

（鉍油類含有量） （単位 一リットルにつきミリグラム）	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量） （単位 一リットルにつきミリグラム）	三〇
フェノール類含有量 （単位 一リットルにつきミリグラム）	五
銅含有量 （単位 一リットルにつきミリグラム）	三
亜鉛含有量 （単位 一リットルにつきミリグラム）	二
溶解性鉄含有量 （単位 一リットルにつきミリグラム）	一〇
溶解性マンガン含有量 （単位 一リットルにつきミリグラム）	一〇

一一／一四

つきミリグラム)	
クロム含有量 (単位 一リットルに つきミリグラム)	二
大腸菌群数 (単位 一立方センチ メートルにつき個)	日間平均三、〇〇〇
窒素含有量 (単位 一リットルに つきミリグラム)	一二〇 (日間平均六〇)
磷含有量 (単位 一リットルに つきミリグラム)	一六 (日間平均八)
備考	
1 「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用する。	

(排水基準を定める省令)

用しない。
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガ含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限りて適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限りて適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限りて適用する。 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖

二二／二四

をもたらしおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限り適用する。

（排水基準を定める省令）

二四／二四